

## 第3章 将来像と基本方針

### 3-1 将来像

### 3-2 基本方針

### 3-3 指標

### 3-4 みどりに関する各制度の保全・指定方針

生産緑地地区の保全・指定方針

風致地区の保全方針

特別緑地保全地区の保全・指定方針

### 3-1 将来像

みどりの将来像は、前計画を引き継ぎ「みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並」とし、副題は、みどりの効果を区民・事業者・行政との協働で育み、発揮させ、未来へ継承するため、「みどりの力をみんなで育み未来へつなげよう」としました。

住宅都市杉並において、みどりは暮らしを支える力です。みどりの力を防災・減災に役立て、生態系や景観を守り、人と自然が響き合うまちをつくるため、みどりを未来へ継承していきます。

## みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並

---

みどりの力をみんなで育み未来へつなげよう

「みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並」とは・・・

日々の生活の中で、まちに出るとすぐに視界いっぱいに四季を感じられるみどりがある。

身近に立ち寄れる公園があり、子どもたちが安全に遊び、人々の笑顔があふれている。

通学・通勤や散歩では、上を見上げると青々とした空と、大きな樹木からの木漏れ日や、吹く風が気持ち良く、まち全体にみどりが広がっている。

花やみどりで彩られ、多くの生きものが棲み、みんながみどりについて知り、感謝して、みどりを守り、創り、育てる取組を行っている。

# 将来像のイメージ



※図中の「〇-〇-〇～」は、P39以降の「取組の内容」を示しています。



### 3-2 基本方針

#### 前計画

##### [基本方針1]

#### 身近な みどりを守ろう

- 樹木・樹林地の保全
- 農地の保全

##### [基本方針2]

#### 新しい みどりを創ろう

- 緑量の確保
- 公園等の整備

##### [基本方針3]

#### みどりの質を 高めよう

- まちなみ緑視景観の向上
- 環境に資するみどりづくりの推進
- みどりのリサイクルの推進

##### [基本方針4]

#### みどりで まちをつなげよう

- みどりのベルトづくりの推進

##### [基本方針5]

#### みんなで みどりを育てよう

- みどりについての意識の向上
- 区民とのパートナーシップ
- みどりの調査・企画

#### 改定の視点（方向性）

受け継がれたみどりを守り、新たなみどりを創出し、地域とともに住みよい環境を築く

公共のみどりを量・質ともに充実させ、民有のみどりに広げる

みどりとの関わりをじぶんごとにし、協働で守り、みどりの未来をつくる

グリーンインフラの活用で、自然の力を暮らしに活かす  
(＜防災・減災＞＜気候危機＞＜景観向上＞など複数の都市課題に対応)

#### 本計画

##### [基本方針Ⅰ]

#### みどりの充実

- みどりを守り、創り、育て、質を高める
- まとまりのあるみどりを継承する  
(樹木・樹林地の保全、農地の保全など)
  - みどりを生活の中に取り込む  
(緑化指導、公園等の整備・維持管理など)

##### [基本方針Ⅱ]

#### みどりの活用

- まちづくりや生活にみどりの力を活かす
- みどりの機能を活かす  
(グリーンインフラの推進、水循環の促進、みどりのリサイクルの推進など)
  - みどりの機能を広げて生物多様性を育む  
(生物多様性に配慮したみどりの保全など)
  - 連続するみどりにより機能を高める  
(みどりのベルトづくりの推進など)

##### [基本方針Ⅲ]

#### みどりへの行動

- 区民等のみどりの取組を推進する
- みどりに関心を持ち学ぶ  
(環境学習の充実、情報発信の充実、みどりの相談所の運営、調査・研究など)
  - みどりに関する活動をする  
(ボランティア活動の支援、取組主体の形成、みどりの基金の運営)

本計画では、将来像「みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並～みどりの力をみんなで育み未来へつなげよう～」の実現に向け、次の3つの基本方針を定めます。

### **基本方針Ⅰ** みどりの充実 みどりを守り、創り、育て、質を高める

屋敷林や農地など杉並らしい原風景を守り、公園や公共空間、民有地を含めたみどりを創出・育成し、適切に管理することで、四季が感じられる快適な環境と美しい景観を形成します。

### **基本方針Ⅱ** みどりの活用 まちづくりや生活にみどりの力を活かす

防災・減災、環境保全、景観向上、コミュニティなどの地域課題の解決のために、公園整備をはじめとした公共施設の緑化において、みどりの持つ多面的な機能を最大限に活用し、民有のみどりにも広がります。

### **基本方針Ⅲ** みどりへの行動 区民等のみどりの取組を推進する

豊かなみどりを支えてきたのは、区民や事業者など多様な主体です。個々の自主的な行動やあらゆる関係者との協働により、みどりを次世代へ継承し、持続可能なまちづくりを進めます。

### 3-3 指標

基本方針を踏まえ、区の目指すべきみどりの将来像の実現を図るため、指標として「緑被率」「平均緑視率」「公園や広場に満足している区民の割合」「グリーンインフラを知っている区民の割合」「みどりに関する登録団体に属している人数」の5つを設定します。

#### 指標 1 緑被率

緑被率\*は、みどりの量を把握するために有効であることから、前計画から引き続き指標とします。

緑被率の将来目標は前計画を引き継ぎ 25%とします。なお、計画期間内において目指す緑被率は、「杉並区総合計画」\*において定めた施策指標（令和 12 年度目標値）と同様に 24.7%とします。あわせて、みどりの量に関わる区民一人当たり公園面積 5 m<sup>2</sup>を見据え、公園整備を推進します。

#### [計画期間内において目指す指標の数値と実現に向けた主な取組]

緑被率 21.99%→24.7%（+約 2.71%、+約 92.3ha）

- I-1-1 地域で支える屋敷林等の保全（P44）
- I-1-4 都市農地の保全強化（P47）
- I-2-1 緑化指導の充実（P49）
- I-2-3 地域に親しまれる公園づくり（P50）
- II-1-1 公共施設でのグリーンインフラの推進（P54）

緑被率 1%（約 34.06ha）を増やす目安 ※面積の目安：区立小学校 1 校の面積 = 約 1 ha

#### 土地利用でみた場合（例）

土地利用	緑被面積	取組内容
公園	+15.63 ha	・公園用地としての取得 ・適切な維持管理による樹木の育成 ・木陰の創出
道路	+ 0.67 ha	・適切な維持管理による樹木の育成 ・可能な範囲での植樹（木陰創出） ・施設の新設、改修時におけるみどりの保全、創出
学校	+ 1.81 ha	
公共公益施設	+ 0.79 ha	
民有地	+17.79 ha	・緑化指導
農地	- 3.13 ha	・減少抑制 ・公有地化
河川・水路	+0.5 ha	・適切な維持管理による樹木の育成
合計	34.06 ha	

#### 世帯数でみた場合（例）



## 指標 2 平均緑視率

緑視率\*は、国土交通省の社会実験において、25%以上で「緑が多い」「安らぐ」「歩きたくなる」と感じる人が増える傾向があるとされ、みどりを実感できる指標として有効であることから、指標とします。ただし、緑視率は調査箇所によって異なるため、平均緑視率を指標とします。

前計画では、接道部緑化率（道路に接する敷地部分(接道部)に占める生け垣、植込み等緑化の割合）を指標としていましたが、緑視率は「人の視点に立って、日常的にどれだけみどりを感じられるか」を直接的に捉えることができ、体感的なみどりの豊かさを的確に反映することができます。

令和4年度（2022年度）の区内調査地点（71地点）の平均緑視率は20.09%であり、計画期間内に25%を目指します。

### [計画期間内において目指す指標の数値と実現に向けた主な取組]

平均緑視率 20.09%→25.0%

- I-2-1 緑化指導の充実（P49）
- II-3-1 みどりのベルトづくりの推進（P61）
- II-3-2 良好な景観づくりの推進（P63）



▲下井草二丁目 緑視率 25.34%（令和4年度みどりの実態調査）

### 指標3 公園や広場に満足している区民の割合

身近に感じられる公園や広場は、憩いや交流、安全な遊び場、防災・減災など日常生活の多様な場面で活用されます。緑地としての量や質を把握するために有効であることから、前計画から引き続き、公園や広場に満足している区民の割合を指標とします。

杉並区区民意向調査（令和6年度（2024年度））では80.0%でした。計画期間内に更なる満足度の向上を目指します。

#### [計画期間内において目指す指標の数値と実現に向けた主な取組]

公園や広場に満足している区民の割合 80.0%→85.0%以上

- I-2-3 地域に親しまれる公園づくり（P50）
- I-2-4 区民ニーズに応える公園のリニューアル（P52）
- I-2-5 安心・安全な公園の維持管理（P53）
- II-1-1 公共施設でのグリーンインフラの推進（P54）



▲桃井原っぱ公園

## 指標4 グリーンインフラを知っている区民の割合

みどりの機能を活かすためには、区民や事業者がその価値や仕組みを理解し、行動することが必要です。グリーンインフラの認知度の向上は、その活用や整備を促進する上でも重要となるため、グリーンインフラを知っている区民の割合を指標とします。

グリーンインフラの認知を広げ、行動につなげていくことによって、雨庭やビオトープ\*などのみどりの取組への展開、拡大を図ります。

[計画期間内において目指す指標の数値と実現に向けた主な取組]

グリーンインフラを知っている区民の割合 **上昇**

「杉並区区民意向調査」により新たに認知度の調査を行い、把握していきます。

- I-2-4 区民ニーズに応える公園のリニューアル (P52)
- II-1-1 公共施設でのグリーンインフラの推進 (P54)
- II-1-2 健全な水循環の促進 (P55)
- II-1-3 みどりの機能を活用した施設に対する支援制度 (P56)
- II-2-1 生物多様性に配慮したみどりの保全 (P58)
- II-2-2 みどりを活用した生きものの生息場所の創出 (P59)



▲グリーンインフラ推進会議の様子 (左：話し合い、右：屋外での浸透実験)

**指標5** みどりに関する登録団体に属している人数

みどりとの関わりをじぶんごととして考え行動する協働の取組を促進するため、みどりに関する取組を行っている団体に属している人数を指標とします。

なお、令和7年（2025年）4月1日現在において、区が把握している区内の団体に属している人数は、花咲かせ隊 1,099人（136団体）、すぎなみみどり育て組 648人（43団体）、みどりのボランティア杉並 56人（1団体）、杉並区認定ボランティア団体 289人（12団体）の合計 2,092人（192団体）です。

## [計画期間内において目指す指標の数値と実現に向けた主な取組]

みどりに関する登録団体に属している人数 2,092人→2,300人

- Ⅲ-1-1 環境学習の充実（P64）
- Ⅲ-1-2 みどりの情報発信の充実、イベントの開催（P65）
- Ⅲ-1-3 みどりの相談所の運営（P66）
- Ⅲ-2-1 みどりのボランティア活動への支援（P68）
- Ⅲ-2-2 みどりに関する取組主体の形成の促進（P68）



▲ボランティアによる屋敷林の落ち葉掃き（落ち葉感謝祭）

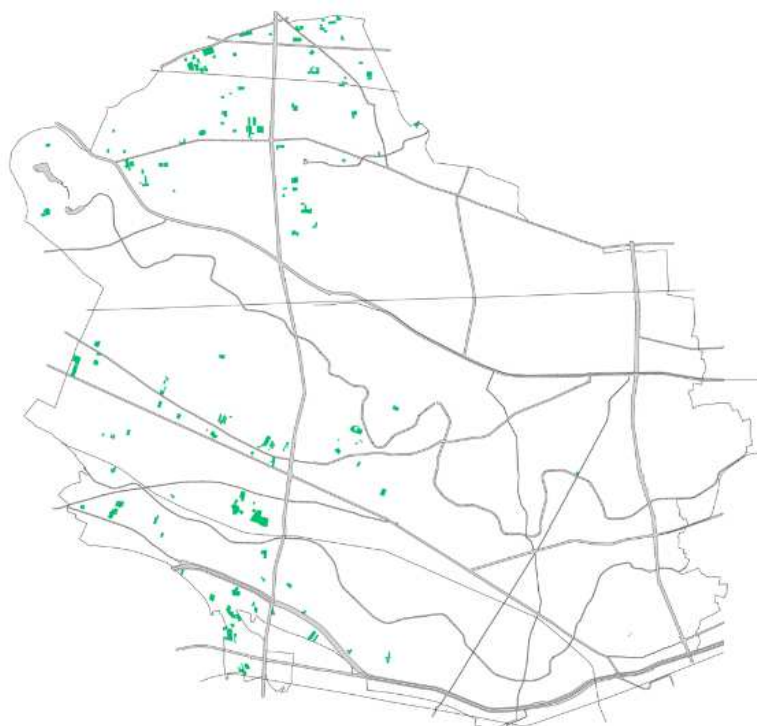
### 3-4 みどりに関する各制度の保全・指定方針

みどりの保全や創出に関する制度は、都市計画法や都市緑地法、区の条例に基づき、定められています。都市計画で建築行為や樹木の伐採など、土地利用における一定の制限によりみどりを保全する地区について、以下のとおり制度ごとの方針を示します。

#### 生産緑地地区の保全・指定方針

生産緑地地区は、市街化区域内の農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法に基づき都市計画に定める地域地区です。区内では、南西部や北西部に多く指定されています。

当該地区は、食育\*や環境教育、雨水浸透、多様な生きものの生息場所、良好な景観の形成、防災・減災等の多面的な機能があります。そのため、援農ボランティア等による農業従事者への支援等により農地の保全に努めるとともに、未指定である農地について、生産緑地地区の新規指定を促進します。また、区への買い取り申し出に対しては、国や東京都の支援制度を活用して対応し、農地の保全を図ります。



凡例

■ 生産緑地地区の位置図



▲生産緑地地区

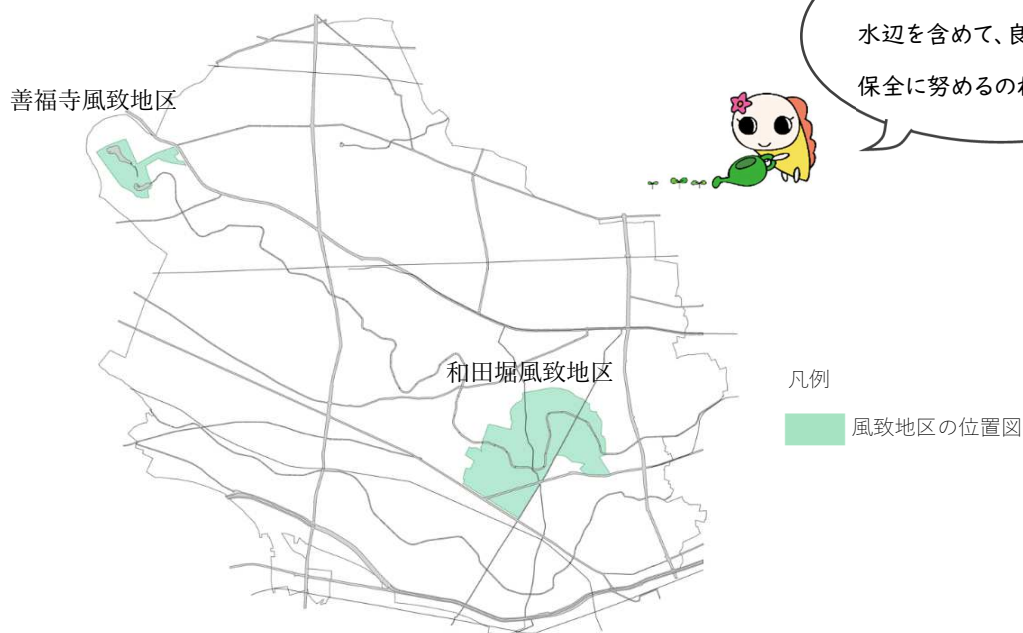
生産緑地地区は、農地を保全していくために必要な制度なんだね!



## 風致地区の保全方針

風致地区\*は、都市の風致（丘陵、樹木、水辺等の豊かな土地、郷土的意義のある土地、みどり豊かな住宅地等を含む良好な自然環境のこと。）を維持するため、都市計画法に基づき指定する地域地区です。区内では善福寺風致地区（29.2ha）、和田堀風致地区（151.3ha）が指定されています。

杉並区風致地区条例による木竹の伐採規制や、杉並区みどりの条例による緑化指導等により、風致地区内の住宅敷地、樹林地等のみどりを可能な限り保全し、面的に広がりのあるみどり豊かな住宅地の形成を図ります。



▲上空から見た各風致地区及びその周辺

## 特別緑地保全地区の保全・指定方針

特別緑地保全地区は、樹林地、草地、水辺地等の緑地で、良好な環境の形成を図るため、都市緑地法及び都市計画法に基づき、10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県知事が、それ以外は区市町村長が都市計画に定める地域地区です。指定された地区内では、建築物の建築、木竹の伐採等の行為制限があります。

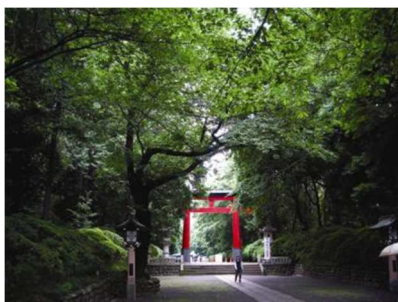
区内では、大宮八幡社叢\*を中心とした和田堀特別緑地保全地区（2.9ha）が、指定されています。

当該社叢は東京都指定の天然記念物で、高木から林床\*植物を含めて多様な生きものが生息しており、社叢北側の斜面林は、生きものの生息場所となるだけでなく、風致や都市景観の面からも重要なみどりです。また、温室効果ガスの吸収促進の観点からも緑地の効果が十分に発揮され、その機能が維持増進できるよう保全を図ります。機能維持増進事業に係る実施の方針や、都市計画事業認可に係る必要な法定項目については、別途定めて区ホームページなどにより公表します。

区内には屋敷林や寺社林等が点在しており、都市景観としての効果、みどりのネットワークの形成や歴史的文化的意義を踏まえ、貴重なみどりを将来に継承するため、新たな特別緑地保全地区の指定を進めていきます。

指定に当たっては、特別緑地保全地区内の温室効果ガスの吸収促進や生物生息域の確保等の機能維持増進が図られるよう、保全における管理面等も含めて検討します。また、機能維持増進事業に係る実施の方針や、都市計画事業認可に係る必要な法定項目については、別途定めて区ホームページなどにより公表します。

区への土地の買い取り申し出に対しては、国や東京都の支援制度を活用して対応し、保全に努めます。



▲和田堀特別緑地保全地区

